

地域密着型通所介護及び第1号通所事業

種村デイサービス運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社アニテックが開設する種村デイサービス(以下「事業所」という。)が行う地域密着型通所介護及び第1号通所事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、機能訓練指導員及び介護職員(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態、又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な地域密着型通所介護及び第1号通所事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 地域密着型通所介護の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行う。これをもって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 第1号通所事業の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行う。これをもって、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 事業所は利用者の人権擁護、虐待の防止などの為、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施するなどの措置を講ずるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 種村デイサービス

所在地 茨城県水戸市堀町2294-10

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

◎ 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

◎ 従業者

○生活相談員 1名以上

生活相談員は、事業所に対する指定地域密着型通所介護の利用の申し込みに係る調整、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行い、また他の従事者と協力して地域密着型通所介護計画(通所型サービス個別計画)の作成等を行う。

○介護職員 1名以上

介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、必要な介護を行う。

○機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退防止するための訓練指導、助言を行う。

○看護職員 1名以上

看護職員は、健康状態の確認及び介護を行う。

従業者は、地域密着型通所介護及び第1号通所事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

○営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の休日、盆休業、年末年始休業を除く。

○営業時間 9:00から17:00までとする。

○サービス提供時間 9:00から16:05とし、2単位実施する。

(1単位目) 9:00から12:05まで

(2単位目) 13:00から16:05まで

(地域密着型通所介護及び第1号通所事業の利用定員)

第6条 地域密着型通所介護及び第1号通所事業の利用定員は次のとおりとする。

1単位あたり 15名

(地域密着型通所介護及び第1号通所事業の内容及び利用料等)

第7条 地域密着型通所介護及び第1号通所事業の内容は次のとおりとし、地域密着型通所介護及び第1号通所事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該地域密着型通所介護及び第1号通所事業が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- ① バイタルチェック
- ② 水分補給
- ③ 日常生活動作等の機能訓練および口腔ケア
- ④ 個別ケア
- ⑤ 送迎
- ⑥ アクティビティ

2 おむつ代は、100円を徴収する。マッサージに関わるオイル代は、500円を徴収する。(いずれも実費)

3 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

4 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 生活相談員等は、地域密着型通所介護及び第1号通所事業の提供を行っているときに、利用者に病急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、茨城県水戸市とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的(年2回を目安)に避難・救出等訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ② 虐待防止のための指針の整備。
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施。
- ④ 上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束)

第14条 事業所は、当該利用者または他の利用者などの生命または体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第15条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後1カ月以内

② 継続研修 年3回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社アニテックと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(苦情等相談窓口)

第16条 事業所は、利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者を設置するものとする。

常設窓口 電話029-350-5350 FAX029-350-5351

受付時間 9:00から17:00まで(国民の休日、盆休業、年末年始休業を除く)

担当者 天海 仁

附 則

この規定は令和7年4月1日から施行する。